

富山市在住の
65歳以上の方へ

自家用車の後付け急発進等抑制装置設置

にかかる装置購入費用を補助します！

アクセルとブレーキのペダル踏み間違いによる交通事故を防ぐため、自動車の運転が必要な高齢ドライバーを対象として、自家用車に後付けで設置するペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置を促進する補助制度を実施しています。

補助対象となる方

**後付け急発進等抑制装置(ペダル踏み間違い急発進等抑制装置)
を設置する個人のうち、以下の要件を全て満たす方**

- 富山市内に住所を有し、令和6年度中に満65歳以上になる方
 - 有効期限内の運転免許証を保有しており、自ら使用する自家用車に装置を設置される方
 - 同一の、他の補助金の交付を受けていない方
 - 販売業者より、装置の機能と使用方法の説明を受けた方
 - 市税及び自動車税を滞納していない方
 - 暴力団及び暴力団員と密接な関係ではない方
- ・補助金の交付は、申請者1人につき1台、1回までとなります。
・車体本体購入時にオプションで設置された場合も含まれます。



補助対象の装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置
(装置の認定情報は、国土交通省のホームページまたは取扱店でご確認ください)

※必ず装置の製造販売元業者等が販売及び設置を認めている取扱店において直接購入及び設置して下さい。

補助対象の車両

- 🚗 普通・小型・軽自動車で、装置を設置することが可能であるもの
- 🚗 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの
- 🚗 車検証の「使用者」または「所有者」欄に申請者の氏名が記載されているもの

装置購入費用の2分の1の額 (上限35,000円)を補助します

- ・千円未満の端数は、切り捨てとなります。
- ・装置取付にかかる工賃(技術料)や付随して行った故障箇所の修理、改造等に係る費用は含みません。
- ・予算がなくなった時点で受付を終了する場合があります。

令和6年度中に取り付け、支払いを終える装置が対象です

装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市は一切の責任を負いません。

お問い合わせ先

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市役所 生活安全交通課(東館4階)

☎ 076-443-2052 月～金 8:30 から 17:15 まで(祝日・年末年始を除く)

申請の流れ



- ①販売店舗で装置を設置できるか確認、
見積書の取得 ※見積書の宛名＝申請者として下さい。

- ②生活安全交通課へ、補助金の交付申請書(様式第1号)の提出
※郵送では受付していません。

【重要】装置を設置する前に、市へ申請をしてください。

申請後、市から「交付決定通知書」を送付いたします。

★交付申請書に添付が必要な書類

- (1) 自動車車検証の写し
 - (2) 有効期限内の自動車運転免許証の写し
 - (3) 装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し
 - (4) 装置の機能が確認できる書類の写し(装置のパンフレットやホームページ等)
(注:注者等の氏名が申請者本人になっている必要があります)
 - (5) 住民票の写し(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
 - (6) 市税の完納が証明されている納税証明書(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- ※(1)～(3)、(5)、(6)は申請者本人名義のものがが必要です。
※ 交付申請書の裏面にて市の担当職員が公簿等により確認することを承認した場合は、
添付書類(5)、(6)の提出の必要はありません。

- ③交付決定通知書 到着後、販売店舗にて装置を設置、代金支払い

- ④装置設置、支払完了後10日以内に、実績報告書(様式第3号)の提出

★実績報告書に添付が必要な書類

- (1) 安全運転支援装置販売・設置証明書(様式第4号)・・・販売店に記入を依頼して下さい
- (2) 装置の購入等に係る領収書の写し・・・装置の購入費用が分かるもの(請求明細書を付ける等)
(注:注者等の氏名が申請者本人になっている必要があります)

書類の確認後、市から「補助金額確定通知書」を送付いたします。

**※年度末に設置される場合、必ず令和7年3月31日までに
書類の提出をお願いいたします。**

- ⑤補助金請求書(様式第6号)の提出

口座振込で補助金を交付いたします。

各申請様式については生活安全交通課の窓口で配布しておりますが、市ホームページ(No.1012463)からも印刷できます。

アクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しています。

安全運転支援装置の機能をよく理解し、

日頃から安全運転を心がけましょう!

